

鳥取空港公共施設等運営権候補者審査委員会報告書

平成30年1月29日

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号。（以下「空港条例」という。）」第21条第2項及び鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号。（以下「空港管理規則」という。）」第11条の規定により、知事が公共施設等運営権を設定する選定事業者を選定することとなるが、提出された計画等が公正かつ客観的に審査されることを目的として、第三者機関である鳥取空港公共施設等運営権候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、その意見を踏まえ、選定事業者として選定を行うこととなっている。

審査委員会として、公共施設等運営権者候補者が空港条例第21条の基準に適合しているか審査を実施した。

1 公共施設等運営権者候補者

団体名：鳥取空港ビル株式会社

代表者：代表取締役 馬場 進

所在地：鳥取県鳥取市湖山町西4丁目110番地5

2 事業期間

平成30年7月1日から平成36年3月31日まで（5年9ヶ月）

3 審査結果

鳥取空港の公共施設等運営権者候補者について、審査委員会において審査した結果、空港条例第21条の基準に適合していると認められ、公共施設等運営権候補者として適当であると判断する。

4 審査の経緯

鳥取空港ビル株式会社から提出された事業計画書等をもとに審査を実施、あらかじめ定めた審査項目により基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	連 宜萍	公立鳥取環境大学 経営学部 講師
公認会計士又は税理士	入江 道憲	入江公認会計士事務所 公認会計士・税理士
当該施設に関する有識者	高柳 誠	但馬空港ターミナル株式会社 常務取締役・空港長
当該施設に関する有識者	岡本 陽子	公募委員

(2) 開催概要

日時：平成30年1月29日（月）

場所：鳥取県庁議会棟3階特別会議室

<会議の内容>

- ・委員長・副委員長
- ・事務局（県）から実施方針及び審査基準等についての概要説明
- ・審査実施要項及び審査表の審議
- ・プレゼンテーション（候補者からの説明）
- ・審査基準に照らした審議

(3) 審査結果

審査基準	審査項目	審査のポイント	配点	得点
(1) 空港の運営等に関する計画が当該空港の運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 (空港条例第21条第2項第1号)	将来イメージ・基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取空港の将来イメージ及び本事業に対する考え方や取組方針が明確に示されているか。 ・空港運営に関する基本的な考え方や取組方針が明確に示されているか。 	10	8
	空港活性化に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・空港活性化に関する基本的な考え方や取組方針が示されているか。 ・空港利用者数の増加等に関する目標が示され、目標設定は適切か。 ・空港活性化に関する施策は適切か。 	10	7.5
	地域連携事業に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携事業に関する基本的な考え方や基本方針が示され、内容は適切か。 	10	6.5
	施設の利用に係る料金の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・料金施策に関する基本的な考え方や施策が示され、料金設定の内容は適切か。 	10	7
	安全・安心の確保に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・航空の安全確保及び空港の保安に関する基本的な考え方や計画が示され、実施体制や実施方法などは適切か。 ・セルフモニタリングの方法が示され、実施方法、評価、情報公開方法は適切か。 	10	8
	滑走路等の更新投資に関する費用負担の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路等の更新投資費用に係る費用負担について示されているか。 	10	8.5
	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始後の組織体制は適切か。 	10	9

			・空港経営のための人材確保、人材育成、職員の技能継承の考え方が示され、内容は適切か。		
		収支計画	・収支計画の見通しは適切か。	10	7.5
(1)小計				80	62
(2)	空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。 (空港条例第21条第2項第2号)	空港の運営等を実施するのに必要な経理的基礎を有しているか。(貸借対照表、損益計算書により、財務状況を確認)	・団体の財政基盤、経営基盤は安定しているか。	10	8.5
(3)	空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力を有すること。 (空港条例第21条第2項第2号)	空港の運営等を実施するのに必要な技術的能力を有しているか。(事業実施のための技術、専門的人材などの能力の確保)	・事業開始時点で、空港の運営を適正に実施できる体制か。	10	8
合 計				100	78.5

(4) 審査委員の意見

- ・「将来イメージ・基本コンセプト」について、現状分析がわかりやすい。また、それらが明確に示されている。
- ・「将来イメージ・基本コンセプト」について、利用者以外の利用促進に期待している。
- ・「空港活性化に関する提案」について、テナントの経営が上手くいくための施策が必要。
- ・「空港活性化に関する提案」について、目標値設定は適切である。また、達成するための方針、具体策が記載されている。
- ・「安全・安心の確保に関する提案」について、モニタリングに関しては具体的に記載されている。
- ・「事業実施体制」について、採用、教育などの中長期的な体制が大切。
- ・「収支計画」について、貸借対照表からみた財務の健全性は相当高い。